

京都市上下水道局告示第17号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和4年6月17日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名簿

指定番号582号 業者コード664号  
大阪府堺市堺区八千代通1番28号  
株式会社丸仙設備  
代表者変更 中辻 保雄

2 廃止年月日

令和4年6月2日

(上下水道局水道部水道管路課)